

China Tax Monthly (中国税務月報)

2025年1月



中国関税法の実施について

背景

関税は輸出入貨物や入国物品を課税対象とし、税関が輸出入段階で徴収する税種である。中国の税関が輸出入貨物に関税を課す根拠は、主に法律面での「関税法」、行政法規面での「輸出入関税条例」「輸出入品原産地条例」などのほか、税関総署が発表している関税徴収管理、商品分類、評価、原産地などに関する行政規則と規範的な文書が挙げられる。しかし近年、関税分野には新たな状況の変化が見られる。現在の経済発展および対外貿易において、新しい時代・新しい枠組により適した形とするために、「輸出入関税条例」下での実務を踏まえた、関税についての新たな法を制定することが必要になっている。

2023年11月、税関総署は「関税法（改正草案意見募集稿）」を公布し、その後同年末、全国人民代表大会常務委員会は、「関税法（草案）」を公表して社会に意見を求めた。集まった各改善提案に基づいて修正された二審稿は、2024年4月26日、第14期全国人民代表大会常務委員会第9回会議の審議を通過し、中華人民共和国主席令第23号の公表を経て正式な法律となった。また、2024年12月1日から施行されるのと同時に、「輸出入関税条例」は廃止されることとなった。

主要内容

新たに施行された「関税法」は、「総則」「税目および税率」「課税対象額」「税制上の優遇措置および特別な状況における関税の徴収」「徴収管理」「法的責任」「附則」の全7章72条から構成されている。「関税法」は、単純に「輸出入関税条例」を上位の法律にしたものではない。現行の関税税制の基本を踏襲し、全体的な税負担レベルを維持しつつ、関税徴収管理、適用される税率、税関評価、原産地確定などの関連制度および政策をまとめた上で、法律に引き上げられている。「関税法」の制定は、法治政府の建設、全面的に法に基づく国家統治を推進するための必然的な要求である。税収環境の最適化、国家統治の現代化の推進において、関税が重要な役割を十分に発揮するために積極的な役割を持つ。

ハイライト分析

「輸出入関税条例」と比較して、「関税法」には次のような変更点と特徴がある。

❖ 「源泉徴収義務者」に法的地位を与え、義務と責任を明確にする

近年、越境電子商取引はすでに世界経済発展の新たな潮流となっている。当該分野の多くの関税徴収管理問題を解決するために、「関税法」は初めて関税源泉徴収義務者の定義を明確にした。それは、実質的には商務部、税関総署など6部門の「越境電子商取引小売輸入に係る監督管理業務の整備に関する通知」（商財発〔2018〕486号）の規定を法のレベルに引き上げるもので、越境電子商取引業に対して長年にわたり実施されてきた見直しの総括でもある。同時に、「関税法」第64条は相応の罰則措置を規定しているため、越境電子商取引小売輸入に従事する関連企業は、不注意・過失によって処罰されないよう、業務プロセスとシステムセキュリティを重視しなければならない。

【表1：関税源泉徴収義務者の定義と罰則】

「関税法」	
第3条第2項 （条文の段落ごとに項とする。以下同）	越境電子商取引小売輸入に従事する電子商取引プラットフォーム事業者、物流企業、税関申告企業、および法律と行政法規により納税者に代わって関税を源泉徴収する義務を負う組織と個人は、関税の源泉徴収義務者と納税義務者である。
第64条	源泉徴収義務者が源泉徴収または徴収すべき税額を徴収しなかった場合、税関は、納税者から税額を徴収し、源泉徴収義務者に対し、源泉徴収または徴収すべき税額の50%以上3倍以下の過料を科す。

出所：KPMG 作成

❖ 商品分類、原産地確定、税金計算価格の3つの技術要素に対する規定

「関税法」は、実務上、税額確認に影響する3つの技術要素である、商品分類・原産地確定・税金計算価格を法律面から統合した。

まず、第9条にて商品分類に法的根拠を提供した。次に、「輸出入関税条例」において明記されていなかった「関税税率の適用は、原産地の規則と一致すべき」という原則について、第11条によって法条形式で定めている。また、アンチダンピング関税などの特別な措置に関与する可能性のある貨物は、原産地が不明の場合、通常の税率を適用する規則を明確にしている。

最後に、「輸出入関税条例」の「納税完了価格」が「税金計算価格」となり、他の国内税種における関連概念の表現と一致するように変更されている。同時に、第24条から第31条で、輸出入貨物の税金計算価格の審査基準を明確にしている。すなわち、成約価格を優先的に採用し、次に税関が評価された価格の適用順序を規定し、最後に税関は申請または職権に基づいて3つの技術要素を確定できると規定している。

【表 2：関税法における商品分類、原産地確定、税金計算価格に対する規定】

要素	規定
商品分類	<p>第 9 条 関税税目は、関税コードと目録規定から構成される。関税税目に適用される規定には、分類規定等が含まれる。輸出入貨物の商品分類は、「関税規則」に規定された目録規定および分類総則、類注、章注、小見出し注、国別小見出し注、その他の分類注に従って決定され、対応する関税コードに分類される。</p>
原産地確定	<p>第 11 条第 1 項 関税税率の適用は、対応する原産地の規則と一致しなければならない。</p>
税金計算価格	<p>第 19 条 本法第 16 条、第 17 条および第 18 条（※アンチダンピング関税、相殺関税またはセーフガード措置、対応措置、報復関税などを定める）に規定する措置に関与する輸入貨物で、納税者が裏付け資料を提供しない場合、または裏付け資料を提供したが、税関審査の結果、当該貨物が所定の措置を講じた国または地域を原産地とすることを排除できない場合、当該貨物は次の 2 つのうちいずれか高い税率を課される。</p> <p>(1) 本法第 12 条、第 13 条および第 14 条（※最恵国税率、協定税率、特惠税率、暫定税率などを定める）の規定に従って適用される税率に、所定措置の採用の結果として当該貨物に課される税率を加算したもの</p> <p>(2) 通常の税率</p> <p>第 27 条第 1 項 輸入貨物の取引価格が本法第 24 条第 3 項に規定する条件を満たさない場合、または取引価格を決定できない場合、税関は、関連する事情を把握し、納税者と価格交渉を行った後、次の価格で貨物の課税価格を評価する。</p> <p>(1) 当該貨物と同時に、またはほぼ同時に中華人民共和国国内で販売された、同じ貨物の成約価格</p> <p>(2) 当該貨物と同時に、またはほぼ同時に中華人民共和国国内で販売された、類似貨物の成約価格</p> <p>(3) 当該輸入貨物と同一、または類似の輸入貨物を、当該貨物の輸入と同時に、またはほぼ同時に中華人民共和国国内で最初に販売した段階における、特別な関係のない買主の最大販売総量の単位価格。ただし、本法第 28 条に規定された項目を控除しなければならない</p> <p>(4) 当該貨物の生産に使用された材料費および加工費、中華人民共和国領域内で同等級または同種の貨物を販売する場合の、通常の利益および一般経費、ならびに当該貨物が中華人民共和国領域内の輸入地および荷揚げ地に到着するまでの、当該貨物の輸送およびその関連費用、ならびに保険料の合計に基づいて算出された価格</p> <p>(5) 合理的な方法によって評価された価格</p> <p>第 27 条第 2 項 納税者は、税関に関連情報を提供することにより、前項第 3 号および第 4 号の適用順序の調整を申請することができる。</p> <p>第 31 条第 1 項 税関は、申請または職権に基づき、輸出入貨物、入国物品の税金計算価格、商品分類と原産地を、法に基づいて確定することができる。</p>

出所：KPMG 作成

関税徴収管理制度の健全な整備

「関税法」は、関税徴収管理が貨物の通過と関税の決定を分離する方式で実施されると明確にした。これにより、納税者、源泉徴収義務者は、規定に基づき、税関を選択して申告納税を行うことができるようになり、貿易の利便性が高まる。また、税金の追納または還付期間を延長し、税関が税金を多く徴収していることが判明した場合、速やかに納税者に還付すること、元の状態で再輸出される貨物に対する還付を拡大することを明確にした。これらの変更は原則として納税者に有利であり、納税者のさらなる合法的権益を保障している。

【表 3：関税徴収管理、および税金の追納または還付に関する規定】

「関税法」
<p>第 41 条 関税徴収管理は、貨物の通過と関税の決定を分離する方式で実施することができる。関税徴収管理は、対外貿易の新しい形態と新しいモデルの開発ニーズに適応し、情報化、スマート化、標準化、利便性の水準を向上させなければならない。</p>
<p>第 42 条第 1 項 輸出入貨物の納税者および源泉徴収義務者は、規定に基づき、税関を選択して申告・納税を行うことができる。</p>
<p>第 45 条 納税者、もしくは源泉徴収義務者が税金を納付、または貨物を引き渡した日から 3 年以内に、税関は納税者もしくは源泉徴収義務者の納付税額を確認する権利を有する。税関が確認した納税額と、納税者・源泉徴収義務者が申告した税額が一致しない場合、税関は納税者、源泉徴収義務者に納税確認書を発行しなければならない。納税者・源泉徴収代理人は、確認された税額に従い、税関が指定する期間内に、税金の追納または還付手続きを行わなければならない。</p>
<p>第 39 条 品質や仕様上の要因、または不可抗力により、輸出された貨物が輸出の日から 1 年以内に元の状態で再輸入される場合、輸入関税は課されない。品質や仕様上の要因、または不可抗力により、輸入日から 1 年以内に元の状態で再輸出される場合、輸出関税は課されない。</p>
<p>第 52 条第 1 項 次の各号のいずれかに該当する場合、納税者は納税日から 1 年以内に税関に関税の還付を申請することができる。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 輸入関税が課された貨物が、品質や仕様上の要因、または不可抗力により、1 年以内に元の状態で国外に再出荷される場合(2) 輸出関税が課された貨物が、品質や仕様上の要因、または不可抗力により、1 年以内に元の状態で国内に再出荷され、輸出に対して還付された関連国内税を新たに納付した場合(3) 輸出関税が課された貨物が、事情により輸出されずに、通関の取りやめが申告された場合

出所：KPMG 作成

❖ 税収債権の優先順位の確定

「関税法」第 58 条は、「税収徴収管理法」を踏まえ、税収債権とその他の債権、担保物権、行政処罰の罰金等の優先順位を確定した。

【表 4：税収債権の優先順位に関する規定】

「関税法」	
第 58 条第 1 項	法律で別途規定されている場合を除き、税関が徴収する税金は無担保債権より優先される。納税者の税金未納が、納税者がその財産で抵当、質権を設定する前に発生した場合、抵当権、質権より先に税金を納付しなければならない。
第 58 条第 2 項	納税者が税金を納付せず、同時に行政機関から罰金を科され、または違法所得を没収され、その財産がそれらを同時に納付するのに十分でない場合、税金を先に納付しなければならない。

出所：KPMG 作成

❖ 密輸行為に対しては期限の制限がない、税関による納税額の査定権利

密輸行為に対して、税関は 3 年という期間制限を受けず、納税額を査定する権利を持つ。「関税法（草案）」の「税関監督管理規定の違反に対する追徴期限制限を受けない」という表現は削除され、「関税法」第 47 条で密輸行為に対する税金の追徴は期間の制限を受けないことを規定した。また、密輸行為に対して税関が課税額の査定権を持つことを明確にしている。税関による密輸貨物の課税額の査定に異議があれば、密輸行為が刑事訴追基準に達していない限り、納税者、源泉徴収義務者等は「関税法」第 66 条の規定に基づき、税関の査定行為に対して行政再審査を申請することができる。さらに、行政再審査の決定に不服がある場合、法に基づき、人民法院に行政訴訟を提起することができる。

【表 5：密輸行為に関する規定】

「関税法」	
第 47 条	密輸の場合、税関は、前条に定める期間制限（※3年の期間制限について定める）を受けず、税金、延滞料の回収を行い、納税額を承認する権利を有する。
第 66 条第 1 項	納税者、源泉徴収義務者または保証人は、税関による納税者の決定、商品の分類、貨物の原産地、納税地、徴収方法、課税価格、適用税率または為替レート、減免の決定、課税額の確認、追徴税の納付、税金の還付または延滞金の賦課、その他租税の賦課に関する事項に異議がある場合、法に基づき、次の上級税関に行政再審査を申請することができる。上級税関の決定に不服がある場合、法に基づき、人民法院に行政訴訟を提起することができる。

出所：KPMG 作成

❖ 新たに3つの行政処罰が追加

「関税法」第62条から第64条で、新たに3つの行政処罰が設けられている。

第62条は、「輸出入関税条例」が義務のみを規定し、法的責任を規定していなかった問題に対応している。合併、分割、資産再編、経営停止等が生じた企業にとって、特にこの処罰に対するリスクに留意し、税関とのコミュニケーションを円滑に維持しなければならない。

第63条は、「税収徴収管理法」第65条の規定を踏まえているが、その処罰は「税関行政処罰実施条例」による脱税・密輸行為に対するものより重くなっている。

第64条の処罰の上限は、脱税・密輸行為に対する処罰の上限と同様であり、税額の50%を下限とする処罰は軽いとはいえない。なお、この罰則は意図的な行為であるか否かを問わず、たとえ意図に反した不可抗力で上記の状況を招いた場合でも、その処罰の対象となる。

【表6：新たな行政処罰に関する規定】

「関税法」	
第62条	次の各号のいずれかに該当する場合、税関は警告を与えなければならないが、その状況が重大である場合、3万円以下の罰金を科す。 (1) 納税義務を履行していない納税者が合併または分割を行い、合併または分割前に税関に報告しなかった場合 (2) 免税品、保税品の監督期間中に納税者が合併、分割、その他の資産再編を行い、税関に報告しなかった場合 (3) 納税者が納税義務を履行していない場合、または免税品、保税品監督期間中に、解散、破産、またはその他の合法的な事業終了があり、清算前に税関に報告しなかった場合
第63条	納税者が納付すべき税金を納付せず、税関が法に基づき未納税額を回収することを妨げるために、財産の譲渡、隠匿等の手段を講じた場合、税関による未納税額および延滞金の回収のほか、未納税額の50%以上5倍以下の罰金を科す。
第64条	源泉徴収義務者が源泉徴収または徴収すべき税額を徴収しなかった場合、税関は、納税者から税を徴収し、源泉徴収義務者に対し、源泉徴収または徴収すべき税額の50%以上3倍以下の過料を科す。

出所：KPMG 作成

企業に対するアドバイス

1) 企業コンプライアンス管理の強化およびコア要素の規制申告

「関税法」は、税金計算価格、商品分類、原産地確定の3つの技術要素を法律規範レベルに引き上げており、相対的にそれらの要素に対する税関の重視度も高まっている。企業には、従来の輸出入貨物における税金計算価格、商品分類、原産地確定などの税金関連要素申告の正確性について、自主調査とリスク評価を実施することが求められる。

そのためには、企業が従業員に対して適時に業務訓練を実施し、管理者と税関事務担当者のコンプライアンス意識をさらに高めなければならない。コンプライアンス管理の強化や、税関事務組織の構造の整理・把握も求められる。さらに、関税法の規定を参照して、企業内部の輸出入業務の申告と納税プロセスが法律の要求に合致しているかどうかを確認し、実際の状況に基づいて最適化し、改善する必要があると考えられる。

特に、越境電子商取引プラットフォーム関連企業は、「関税法」の実務への影響に留意したい。コンプライアンス管理プロセスを細分化し、有効な情報化手段を積極的に活用することで、コンプライアンスリスクを適時に監視、識別、制御し、その管理体制を構築することが求められる。

2) 輸出入モデルを合理的に計画、税関とのコミュニケーションを強化

企業は、輸出入業務に関わるバリューチェーンの各段階を慎重に整理する必要がある。さらに、関連する経営活動の背景にある実質面を重視しながら、輸出入の各段階における不確定な税金関連のリスクを、税関への自主的な開示や、事前裁定などのルートを通じてコントロールし、より高い納税確定性を獲得することが求められる。

(MUFG BK 中国月報 2025 年 1 号に掲載)

Contact us お問い合わせ先

(執筆者連絡先)

KPMG 中国 日系企業サービス

税務パートナー

李輝 (Lisa Li)

中国北京市東長安街 1 号東方広場 KPMG 大楼 7F

Tel: +86-10-8508-7638 E-mail: lisa.h.li@kpmg.com

kpmg.com/cn/socialmedia



For a list of KPMG China offices, please scan the QR code or visit our website:
<https://home.kpmg/cn/en/home/about/offices.html>.

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2025 KPMG Advisory (China) Limited, a limited liability company in Chinese Mainland and a member firm of the KPMG global organisation of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. Printed in Hong Kong (SAR).

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organisation.